

令和6年 北秋田市農業委員会 第8回総会

1. 開催日時 令和6年8月16日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所 本庁3階大会議室

3. 出席委員（31名）

1 番 櫻 井 豊	2 番 佐 藤 稔	3 番 宮 腰 文 義
4 番 鈴 木 豊	5 番 佐 藤 邦 久	6 番 中 林 めぐみ
7 番 長 崎 成 人	8 番 堀 部 聡	9 番 多賀谷 テル子
10 番 長 岐 正	11 番 松 岡 英 敏	12 番 伊 藤 鶴 一
13 番 土 田 紀 子	14 番 藤 島 喜美男	15 番 成 田 博 幸
17 番 武 田 響 一	18 番 武 石 修 一	19 番 佐 藤 茂 延
21 番 藤 岡 智 洋	22 番 中 嶋 力 藏	24 番 松 橋 利 彦
26 番 出 川 信 久	27 番 佐 藤 政 信	28 番 小笠原 千 春
29 番 澤 藤 匠	31 番 野 呂 義 久	32 番 若 松 一 幸
33 番 佐 藤 整	34 番 金 俊 英	36 番 佐 藤 篤 史
37 番 長 岐 一 志		

4. 欠席委員（5名）

16 番 寺 田 一 徳	20 番 金 田 悦 子	23 番 佐 藤 利 子
25 番 伊 東 誠 子	30 番 土濃塚 謙一郎	

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第16号	会務報告
第 2	報告第17号	専決処分の報告
第 3	議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 5	議案第36号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第37号	令和6年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

29番 澤 藤 匠 31番 野 呂 義 久

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和6年 北秋田市農業委員会第8回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。16番 寺田 一徳 委員、20番 金田 悦子 委員、23番 佐藤 利子 委員、25番 伊東 誠子 委員、30番 土濃塚 謙一郎 委員の5名となっております。 委員総数36名中、31名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 29番 澤藤 匠 委員、31番 野呂 義久 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第16号「会務報告」を事務局よりお願いします。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。

それでは、議案書 2 ページをお開きください。

報告第 16 号 令和 6 年 7 月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。

はじめに、7 月 5 日、第 6 回総会にかかる調査を市役所第 2 庁舎会議室において委員 4 名、事務局 3 名の出席により開催しました。

11 日から 12 日の 2 日間にかけて先進地視察研修として宮城県イーストファームみやぎ及び仙台農業園芸センターへ委員 18 名、事務局 2 名の参加により出向いております。なお、こちらの内容については前回第 7 回総会において総務小委員会より報告がなされておりますので申し添えます。

つぎに、16 日、第 7 回の定例総会を市役所本庁において委員 34 名の出席により開催しました。

18 日、農業者年金加入推進特別研修会がホテルメトロポリタン秋田において開催され農業者年金推進部長 2 名と菊地副主幹が出席しました。

地域計画策定にかかる地域農業者との協議については、26 日は栄・鷹巣地区において第 1 回目、31 日は綴子地区において第 2 回目の話し合いの場が持たれ、いずれも簾内副主幹が出席しております。

また、8 月分となりますが、8 月 1 日に大館市ほくしか鹿鳴ホールにおいて市町村農業委員会地区別研修会が開催され委員 16 名と簾内副主幹が出席しております。報告は以上です。

議 長

これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第 17 号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3 ページをお開きください。

報告第 17 号 「令和 6 年 7 月分 専決処分の報告」です。表の 7 月の列をご覧ください。

前回第 7 回総会において当農業委員会の処務規程の一部改正議案が可決されたことにより、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画のうち賃借権の設定等に関する意見聴取に対する回答について、処理の迅速化を図るため、今回報告分より会長専決処分とする取り扱いへ変更しております。具体的には上から 2 段目の（2）の項目となります。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が87件、
(3) 非農地通知が1件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が18件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が5件、(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が1件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が21件、合計133件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号2番から5ページの8番までが「賃借権移転」、受付番号9番から19ページの87番までが「一括方式」案件となっており、合計346筆、面積713,545.97㎡、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに、(3) 非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

非農地通知は以上の1件です。

つぎに、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理(農地法第3条の3の届出)です。

(受付番号1番を朗読)

以下、25ページの受付番号18番まで、合計119筆、面積30,266㎡となっております。

つぎに、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理、並びに(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理ですが、法人の名称、受理日等は25ページ中段に記載のとおりです。

つぎに、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理(農地法第18条第6項の合意解約ほか)です。

(受付番号1番を朗読)

以下28ページの受付番号21番まで、合計39筆、面積93,408㎡となっております。報告は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

報告第17号について事務局から説明がありましたが、(3) 非農地通知の案件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。19番 佐藤 茂延 委員からお願いいたします。

19番

19番の佐藤です。番号1番を報告させていただきます。

調査日は8月7日、調査員は23番の佐藤利子委員、24番の松橋委員、25番の伊東委員、26番の出川委員、と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計7名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号1番の黒沢字柏沢、元下、坊沢道の農地は、5筆すべて黒沢集落から坊沢への道路のT字路から300mほどの位置にありました。柏沢と元下の3筆の農地は、周囲の林と境界が分からないような状態になっており、坊沢道の2筆の農地は、道路沿いでしたが柳が多く生えていて森林のようになっておりました。申請地はすべて森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長

佐藤 委員、ありがとうございました。

報告第17号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書29ページをお開きください。

議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年8月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号2番まで合計3筆、面積10,716㎡です。

なお、本案件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号につきましては30ページをご参照ください。以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして

	頂いた委員からも説明願いたいと思います。26番 出川 信久 委員からお願いいたします。
26番	26番の出川です。申請番号の1番と2番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。 まず、申請番号1番は資料の32ページから33ページになります。根田字蔵台の申請地は東根田集落の東側にあるまとまった畑の中にある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。 次に、申請番号2番は資料の34ページから35ページになります。綴子字大堤下の申請地は綴子の整備された圃場の中にあり、国道7号線と105号線の交差点から阿仁方面へ750mほど進んだ所から農道に入り、糠沢の方にむかって950mほどのところにありました。衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。
議長	出川 委員、ありがとうございました。 議案第34号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第34号について何かご質問、ご意見等ございませんか。
5番	5番佐藤です。 申請番号2番の案件ですが、申請理由が経営の移譲となっていますが、譲渡人と譲受人の経営面積が同じです。これはこういった理由でしょうか。
事務局	事務局の疋田です。本案件の譲渡人と譲受人は同一世帯で、お父さんが農業から退くため経営移譲のために使用賃借権の設定を息子さんへ移譲するというのが申請の内容となっております。農業の経営は世帯単位で見ますのでどちらも同じ面積が表示されるということになります。
5番	経営移譲によるものということですが、譲受人は現在農業経営していないと思いますがいかがですか。

事務局

こちらの農地は令和6年1月に一度解約となったものですが、その際に農業年金の手続きが後先になってしまったという出来事があったため、事務局より農業者年金基金に対応策を確認したところ、再度農地法第3条による契約を締結し経営移譲するかたちを取ってから改めて年金の手続きをしてほしいという指導がありましたので今般このような処理を行っているものです。ご指摘のとおり現在実際の農業経営はなされてはおりませんが、年金受給のための手続きをやり直す必要があったことからこのような処理となったことをご理解いただければと思います。

議 長

その他質問等ございますか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第34号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書36ページをお開きください。

議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年8月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計3筆、面積6,690㎡となっております。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。24番 松橋 利彦 委員からお願いいたします。

24番

24番の松橋です。申請番号1番と2番を報告させていただきます。
調査日と調査員は先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の38ページから42ページになります。
米内沢字東川向の申請地は、米内沢の森吉幹部交番から内陸線米内沢駅
に向かって150mほど進んだ場所にある農地でした。目的は大型店舗
建設で、申請地のはす向かいにある現在の店舗が移転する場所となるよ
うでした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真での確認、立会
人への聞き取りをおこない、水路や隣接の耕作にも影響がないように工
事されること、土地改良区の同意を得ていることを確認し、周囲の農地や
地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号2番は、資料の43ページから45ページになります。
栄字大沢倉下の申請地は、下大沢から山側へ2.5km進んだ、秋田自動
車道と並走する林道沿いにある農地でした。目的は通信事業者の電波塔
を建てるための作業場や資材置き場として、一時転用となるようでした。
衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真での確認、立会人への聞
き取りをおこない、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと
見受けられました。以上で報告を終わります。

議長

松橋 委員、ありがとうございました。

議案第35号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員から説
明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第35号について何
かが質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第35号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 46 ページをお開きください。

議案第 36 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 6 年 8 月 16 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

本案件は一括方式です。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 2 番まで、合計 5 筆、面積 2,430 m²となります

以上の議案第 36 号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第 36 号について事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 36 号の審議に入りますが、この件については、議席番号 11 番 松岡英敏 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：11 番 松岡 英敏 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第 36 号について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

32 番

32 番若松です。

この農用地利用集積計画について、先ほど会長専決処分による案件 87 件の報告がありましたが、どちらも中間管理機構との契約だと思いますが先ほどの会長専決による決定とこの議案第 36 号による決定とどのように違いがあるものか教えてください。

事務局

事務局疋田です。先ほど報告しました会長専決処分は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画、いわゆる新しい制度によるもので、この議案第 36 号に上げたものは基盤強化促進法による農地利用集積計画であり、先月の分の案件がたまたま遅れて今月に

入って公社から回ってきたため、会長専決処分とは別の取り扱いとしたものです。

32番 そうすれば今後はすべて会長専決として処分されると。この1件だけ切り替えの時期で遅れて上がってきたことからこれまでのように議案として上がってきたという認識でよろしいでしょうか。

事務局 お見込のとおりです。なお、このほか来年の3月までは相對の契約についても議案として上がってまいりますのでよろしくお願いします。

議 長 その他質問等ございますか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第36号について原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

（着席：11番 松岡 英敏 委員）

議 長 会議を再開いたします。
次に、議案第37号「令和6年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書47ページをお開きください。
議案第37号「令和6年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項について」
令和6年度秋田県農業委員会大会における当農業委員会からの政策提案事項について、別紙（案）のとおり決定するものとする。
令和6年8月16日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志
提案理由です。一般社団法人秋田県農業会議より、第147回秋田県種

苗交換会に併せて開催される令和6年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について依頼があったことから、当農業委員会としての意見を提出するものです。

48ページをお開きください。今回の提案は「有害鳥獣対策」並びに「スマート農業の推進」の2件で、提案内容の背景や期待される効果等は記載のとおりです。提案にあたっては、前回第7回の総会后に開催された第3回総務小委員会における協議結果をふまえて内容を決定しております。総務小委員会から補足などありましたら説明をお願いいたします。

36番

36番 佐藤です。

先月16日に総務小委員会を開催し今回の政策提案について協議をいたしました。提案の1番ですが、幸いにも当地では人的被害は確認されていないようですが、秋に向けてクマやイノシシの被害が増えていくのではないかとということで、今後の農作業の安全を考慮して有害鳥獣被害への積極的対策について提案したものであります。次に2番ですけれどもスマート農業の推進については昨年度も同様なかたちで提案しましたが機材の購入費用が少し高いものですから、ハードルが少しでも下がり援助してもらえるようにしてもらいたいという意見があったことと、今後農業の継続が難しい農家が出てくること、担い手の中でも少し導入のハードルが高いという意見もあったことから、スマート農業に関して生産現場の強化に対する支援をお願いしたいということで。この2点を当農業委員会の政策提案事項として上げたいと考えております。以上です。

議長

議案第37号について事務局ならびに総務小委員長からの説明が終わりました。それでは本件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19番

19番佐藤です。

2番についてですけれども、ただいまの総務小委員長の説明をお聞きして納得はしましたが、大規模農家も小規模農家も生き延びていくためのしくみだということを文書でその点をはっきり明記しないといけないのでは。今の国の政策の中では稲作主体30町歩以上とか法人とかにウェイトを置いているような気がするのですけれども、小規模農家を含めてすべての農家への対策ということをはっきり打ち出してもらいたいと思います。単にスマート農業の推進というだけではその点がおろそかに

なるのではないかと考えますのでその点をお願いしたいと思います。

議 長

それではただいま要望があった点についても付け加えることといたします。

その他質問等ございますか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第37号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第8回定例総会を閉会します。